

西東京・住基ネットいらない! ニュース

2004年11月10日発行 vol.4 e-mai/ jukisosyo@yahoo.co.jp

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&fax 0424-64-5481, 柳田 tel&fax 0424-61-3246）

住基ネット国賠訴訟 第1回口頭弁論 市は国任せでなく、自らの言葉で語れ!

西東京市長を被告とする 首長も喜ぶ脱住基ネット裁判 は「住基ネット付番取消訴訟」に続いて、10月25日には「住基ネット付番国家賠償請求訴訟」の第1回口頭弁論が東京地裁で開かれました。10万円の慰謝料を求めて提訴した西東京市民119名の原告を代表して、2名の意見陳述が行われています（2～3面に全文を掲載）。

被告席の前列にはなぜか総務省の訴務検事

原告代理人の清水勉弁護士は意見書を読み上げる中で、「国民と自治体と国との関係においては、住民は行政サービスに不満があれば自治体に文句を言うだけの“お任せ民主主義”であった」との認識のもと、「ところが、ここで異変が起こった」と断じました。一昨年8月、住民票コードを記したハガキが世帯ごとに郵送された直後、「私に番号をつけないでほしい」「住基ネットから離脱してほしい」と、このハガキを役所に返す住民が全国各地の市町村で続出したことです。西東京市に住む人々もまた例外ではありませんでした。597名の市民が住基ネットへの接続と住民票コード付番について異議申し立てをしたのです。

清水弁護士は、「住民が主権者として明白な意思表示をした以上、西東京市は総務省や地方自治センターの考えではなくて西東京市の考えを主張してほしい」と訴えました。



閉廷後、裁判所内の待合室で意見交換

一方、被告・西東京市の答弁書はさきの「コード番号取消訴訟」とまったく同じで、

第1 請求の趣旨に対する答弁

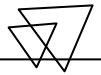
- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張事実関係調査中につき、追って認否、主張する。というものでした。

法廷では、西東京市の市民課や文書課の職員の顔は見られたものの、被告席の前列にいたのは総務省の訴務検事ら。取消訴訟と同じく、前面に出てきたのは市ではなく国でした。原告らが求めているのは市の対応であって国ではありません。市長と市の職員がみずからの言葉で語ることを期待したいものです。

意見陳述を終えた原告お2人のすがすがしい表情が印象に残る第1回口頭弁論でした。 (K)

国賠訴訟原告意見陳述



民主主義を死滅させないために市は勇気を

高橋良彰

私は西東京市南町に 1983 年以來 20 数年間、後述の期間を除き在住しております高橋良彰と申しまして、年齢はこの 10 月で 67 歳になります。この地へ移り住んできたときには小学生、中学生の子どもたちとの 4 人家族でしたが、2 人とも巣立っていき、現在は妻と細々と年金暮らしを送っているごく平凡一市民です。

さて、一昨年 8 月、突然わが家へも私及び妻に対して住民基本台帳法に基づき付番された登録番号の通知状が舞い込んでまいりました。新聞やテレビ等を通じて、本件についての予備知識は若干あったとはいえ、現実に自分たち自身に番号が付された上に、今までまったく関知しない地方自治情報センターなる総務省と関係が深そうな上部機関に私どもの個人情報通知されたことを知ったときには、身体が震え、たとえようもないほどの恐ろしさと怒りを覚えました。一体、なぜ私たちは人間なのに家畜や工業製品のように番号を付され、他人に知られたくないプライバシー情報を報告せねばならぬ義務があるのでしょうか。また、市長は中央省庁からの指令だとはいえ、住民個々の意思を質すことなく、また説明もせず勝手に事を進めてしまったのでしょうか。地方自治の精神は一体どこにあるのでしょうか。

ついでながら、冒頭に申し上げたように、この 20 年強、当市に居を構えている間、私は仕事の関係で福島県いわき市に数年間居住し、一時その地に住民登録をいたしておりました。ここへと、ここからの転居証明などの手続に特別、問題があったり、手続上の煩雑さを感じたことは一度もありませんでした。

番号通知を受けたのを機に住基ネットについて、書籍を読んだり、いろいろな関連の集会等に参加しながら学習いたしました。そして、私なりに結論づけたのは、まず第一に、これは日本の経済再生のために森前首相以来、政府が追求してきた一経済施策であり、従来のハコモノ投資にかわるものであるということです。次に国民総背番号制に準じる行政の効率化を推進することを企図したものであり、そして、究極的には国による国民の管理、支配を目標としているのではあるまいかということでした。莫大な費用をかけて各自治体に IT 機器への投資を強い、さらにメモリー量の膨大な IC カードが発行されるのは、次へのステップを考慮に入れなければ、およそばかげた投資と言わざるを得ず、各種税金、旅券・査証、運転免許証ほか各種資格証明、健康・介護保険、年金、徴用・兵役適格者の掌握などこれらの事

項の管理をも射程に入れているであろうことが透けて見えます。

いろいろ考えた末、私は妻とも話し合いの上、通知を受けた番号を返却することを決心して、理由を書き添えて、昨年 4 月に市長宛てに配達証明付きで郵送返却いたしました。

個人情報の漏洩は、それ自体由々しいことで、大きな問題であります。それにもまして、強大な国家権力が個々人としては力の弱い一般民衆の情報を全国民について保有すること自体が大問題だと考えます。それこそ、今までの歴史に例を見ないグロテスクな管理社会を呼び込み、取り返しのつかない事態になりかねません。

そこで私は、市長が私たち住民に何の相談もなく、住基ネットに参加することを決め、住民に内緒で住民ひとりひとりに番号を付けたことについて、私たち住民がどのように受け止め考えているかを知っていただき、住民のために何をすべきなのかを真剣に考えていただくために、この訴訟に参加することにしました。

この住基ネットという制度は非常に深刻な問題を孕んでおり、運用の仕方次第で予期せぬ事態を招きかねません。市長が住民の幸せを本当に念うなら、どうぞ地方自治を護り、民主主義を死滅させないために、勇を鼓して当市がこのシステムから離脱するよう、いまから具体的な行動を始めてください。

終りに、本日この様な陳述の機会を与えて下さったことに対して裁判官殿に心から感謝申し上げます。

陳述を終えて 時代がかった法衣の裁判官が一段も二段も高い席に在って“裁く”旧態依然の法廷儀式に違和感を感じつつ、原告席に着きました。(司法改革は先ず、この辺りからか?) 久しぶりに人前で意見発表する場を与えられて、慣れないせいかやや緊張しました。それにしても、被告は西東京市なのに市長はおるか、行政を預かる責任ある立場の人達が誰も居ないのには驚きました。弁護団代表の清水弁護士が地方自治につき理路整然と真正面から問題を突きつけて展開した論旨に対して市がどう対応して来るか、今回の公判が楽しみです。

国賠訴訟原告意見陳述

長く住み続けられるまちであってほしいから

佐藤智子

西東京市柳沢の佐藤智子と申します。この地に住んで、来月で10年になりますが、高校卒業以後に限っても、これまでに7つの自治体に住民票を置いてきました。同じ場所に10年も住むなど、私にとっては画期的なことです。そもそも定住志向がなく、地域への愛着も薄く、正直なところ、自治体によく期待もしていませんでした。2002年8月、「住民票コード通知のご案内」がわが家にも届き、とっさに不快感を覚えました。家族の会話で、西東京市はなぜ住基ネットから離脱しないんだらうとの疑問が出ましたが、この話題はそれ以上盛り上がることなく、放置されてきました。

ところが今年になって、いくつかの要因から私の目はにわかに、自分の住んでいる地域に向くようになり、改めて住基ネットについて考えるようになりました。私はフリーランスで翻訳の仕事をしています。職場は自宅です。もとより管理されることを嫌う人間ですが、今後どこへ引っ越そうと生涯ついて回る11桁の番号は、管理の手段以外の何物でもなさそうです。11桁というのは、位でいうと百億の単位です。覚える気にもなれない数字の羅列を市民に割り当てて、市は何に使おうというのでしょうか。数字の便利さにIT技術の進歩が相まって、今の時点では想像もつかない使われ方をする危険すらあります。どういう管理のされ方が待っているのか、計り知れないところに不安を覚えます。それはどう考えても、私を人間らしく扱ってくれるシステムとは思えないからです。

私は今月半ばまで3年近く、あるNPOの会員管理と会計を担当していました。会員数90人に満たない小さなNPOですが、当然ながら会員情報の扱いには気を遣ってきました。団体の規模にかかわらず、情報を入力するのは人間です。どんなに細心の注意を払おうとミスは必ず起きます。またNPO会員管理ソフトを使うと、入力項目を工夫することでさまざまな検索が可能となります。必要な時に必要な情報が取り出せるのです。これは使う側にとっては、事務処理上たいへん便利なものです。しかしそれは、会員がいつでも個人情報の収集や利用方法をみんなで話し合って修正したり中止したりできると

いう柔軟性と、団体と意見が合わなければ会員を辞めることもできるという選択肢と、あまりひどい団体なら潰れるという現実があるから許されるのではないのでしょうか。

私の経験はささやかなものですが、西東京市は市民18万人の個人情報を預かっています。預かり物ですから粗末に扱うことは許されないはずで、「基礎的な地方公共団体」として、市は事務を効率的に処理する必要があり、IT技術も活用すべきだと思います。しかし、システムには適正規模があるのではないのでしょうか。最近、吉田柳太郎・西邑亨著『地域住民と自治体のための住基ネット・セキュリティ入門』という本を読みました。この本は、自治体職員が読めば役に立つアドバイスが詰まっていますが、市民の側から読めば、セキュリティレベルに100%はない、情報漏洩は必ず起きるということのようです。一市の範囲ならまだしも、住基ネットを外部に接続したことで、市はそのような危ない状況に日々、市民をさらしています。地方自治法によれば、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本と」とあります。現在の住基ネットの運用が「住民の福祉の増進」にかなうものなのか、西東京市の市長と職員はどれほど真剣に考えているのでしょうか。

西東京市には、この先も長く住み続けたいと思えるような自治体であってほしい、そう願うからこそ、住基ネットはぜひ見直していただきたいと思います。また裁判長には、本当に住民のための住基ネットであるのか適正な判断をお願いし、私の意見陳述とさせていただきます。



陳述を終えて 法廷で意見陳述、そんな機会があるとは少し前まで考えもしませんでした。一般論ではなく、できるだけ自分の経験や思いを言葉にしたつもりです。一言でも二言でも、裁判官の耳に、いえ心に届いているといいのですが...

よてい表

取り消し訴訟 第2回口頭弁論
12月7日(火) 10時45分~
東京地裁 713号法廷

国賠訴訟 第2回口頭弁論
12月20日(月) 10時~
東京地裁 713号法廷

住基ネット学習会
11月13日(土) 10時~
西東京市役所田無庁舎 202 会議室
訴訟の論点について PART2
「総理でもなく知事でもなく!
市長が守る!!住民プライバシー」

活動日誌

10/10 ニュース印刷発送作業

10/25 国賠訴訟第1回口頭弁論 (東京地裁)
原告2名による意見陳述

首長も喜ぶ 脱住基ネット裁判

西東京市・住基番号付定国家賠償請求訴訟

「住基ネット訴訟・西東京の会」ホームページ

<http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshoNishiTokyo/>
訴状/学習会の記録 公判日程など随時お知らせしています

大アンケート
住基ネットの「ココがいや!」

住基ネット訴訟・西東京の会では、「住基ネットのココがいや!」というご意見を募っています。

設問は、二問。

1. 住基ネットのどこがイヤですか(不安、疑問など)。
2. 付番(11ケタの番号をつけられたこと)に対する思いをお聞かせください。

100人いれば100人なりの意見があるはず。これまで思いも寄らなかった新しい論点が出てくるかもしれません。裁判の貴重な材料にもなりますので、ぜひともご協力よろしくお願いたします。メール(jyukisosyo@yahoo.co.jp)またはFAX(0424-64-5481)でどうぞ。

西東京市の住民で日本国籍のある人なら、だれでも原告になれます。第2次訴訟を準備中で、ただいま原告をさらに募集しています。問い合わせは「住基ネット訴訟・西東京の会」まで。

2次訴訟へ 原告募集中!

代理人から一言

鈴木雅人弁護士

住基ネットが稼働した頃の議論です。「この制度の実態は、国から自治体が押し付けられたもの。プライバシーや人格権の侵害を理由とする国賠訴訟は起るかもしれないけど、それは少々自治体に気の毒かもね?」。しかしながら、最終的な選択を行ったのは自治体。選択に当たっての苦悩はさておき、やはり住民と膝詰めで話をすべきだったのでしょ。残念ながら多くの自治体は「接続」という選択を行った理由を住民に説明できていません。選択が変更されることもない様子。それなら「何を思い、何ゆえに現在の選択を行ったのか?」、ひとつ説明して頂こうではありませんか。微力ながら私も尽力させていただきます。よろしくお願いたします。

